

各都道府県警察の長 殿
皇宮警察本部長
(参考送付先)
庁内各局部課長
警察大学校長
科学警察研究所長
各地方機関の長

警察庁丙刑企発第27号、丙人発第200号
平成20年5月29日
警察庁刑事局長
警察庁長官官房長

懲戒処分の対象となり得る監督対象行為の類型の基本的考え方について
警察捜査における被疑者(被告人を含む。以下同じ。)取調べの一層の適正化を図るため、警察捜査における取調べ適正化指針(平成20年1月24日国家公安委員会了承。以下「適正化指針」という。)に基づき、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則(平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「適正化規則」という。)が制定され、同規則第3条の規定により、監督対象行為等の定義が明らかにされたところである。適正化指針においては、「監督対象行為に関し、懲戒処分の対象となり得る行為の類型を明確化する。」(適正化指針4(5)ウ)とされているところ、その基本的考え方は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

第1 総論

監督対象行為は、適正化指針1(1)イのとおり、取調べに係る不適正行為につながるおそれがある行為であるところ、概念上非常に幅が広いものであり、規律違反行為に当たるとはいえない軽微な行為から犯罪を構成する重大な行為まで含むものである。

したがって、監督対象行為に該当する行為が直ちに懲戒処分の対象となり得る規律違反行為に該当するということはできず、監督対象行為に関し、具体的にどのような行為が規律違反行為に該当するのか、また、規律違反行為に該当するとしても懲戒処分を行うのか等については、個別具体の事案ごとに判断されることとなる。

これを踏まえると、監督対象行為に関し、懲戒処分の対象となり得る行為の類型の明確化としては、各監督対象行為ごとに、「違法性が認められるかどうか」等を基準として、「およそ規律違反行為に該当する類型」と「直ちに規律違反行為に該当するということとはできない類型」に分類することが適当である。そして、違法性が認められる場合には、およそ懲戒処分の対象となり得る規律違反行為に該当するということができる一方、直ちに規律違反

行為に該当するとはいえない場合であっても、当該職員に対して、適正化規則第6条第3項後段又は同条第4項の規定に基づく措置(以下「適正化措置」という。)が講じられていたにもかかわらず、これに反して、同種行為を繰り返すようなときは、一般に、懲戒処分の対象となり得る規律違反行為に該当することとなる。

なお、監督対象行為が規律違反行為に該当する場合において、懲戒処分を行うのか等を判断するに当たっては、懲戒処分の指針(平成20年5月29日警察庁丙人発第199号別添)を参考に、動機、態様、結果、適正化措置に対する職員の態度、他の職員や社会に与える影響等を総合的に考慮する必要がある。

第2 懲戒処分の対象となり得る監督対象行為の種類

1 やむを得ない場合を除き、身体に接触すること。(適正化規則第3条第1項第2号イ関係)

(1) 違法性を帯びる場合

被疑者の身体に接触する行為が、被疑者に苦痛を与え、特別公務員暴行陵虐罪(刑法(明治40年法律第45号)第195条)を構成して違法性を帯びる場合には、規律違反行為に該当するといえることができる。

(2) それ以外の場合

上記(1)以外の場合、すなわち、暴行又は陵虐に至らないと認められる場合は、直ちに規律違反行為に該当するといえることはできない。

ただし、当該職員に対して、同種行為を繰り返さないよう適正化措置が講じられていたにもかかわらず、当該適正化措置に反して、同種行為を繰り返すようなときは、一般に、規律違反行為に該当するといえることができる。

(3) 「やむを得ない場合」

やむを得ない場合に被疑者の身体に接触する行為は、監督対象行為には当たらない。ここで、「やむを得ない場合」には、警察官が他法令の規定等に基づく正当な職務行為を行う場合、例えば、暴れだした被疑者を制圧する場合や急病の被疑者を救護する場合等が該当する。

(4) 懲戒処分等の判断

規律違反行為に該当する場合であっても、直ちに懲戒処分を行うこととなるものではなく、動機、態様、結果、適正化措置に対する職員の態度、他の職員及び社会に与える影響等を総合的に考慮して懲戒処分を行うかどうか等につき判断する必要がある。

2 直接又は間接に有形力を行使すること(上記1に掲げるものを除く。)(適正化規則第3条第1項第2号口関係)

(1) 被疑者の身体に向けられた有形力の行使(直接の有形力行使)

ア 違法性を帯びる場合

被疑者の身体に向けられた有形力の行使のうち、その身体に直接接触しないものが、被疑者に苦痛を与え、特別公務員暴行陵虐罪を構成して違法性を帯びる場合には、規律違反行為に該当するといえることができる。

イ それ以外の場合

上記ア以外の場合には、直ちに規律違反行為に該当するといえることはできない。

ただし、当該職員に対して、同種行為を繰り返さないよう適正化措置が講じられていたにもかかわらず、当該適正化措置に反して、同種行為を繰り返すようなときは、一般に、規律違反行為に該当するといえることができる。

ウ 懲戒処分等の判断

規律違反行為に該当する場合であっても、直ちに懲戒処分を行うこととなるものではなく、動機、態様、結果、適正化措置に対する職員の態度、他の職員及び社会に与える影響等を総合的に考慮して懲戒処分を行うかどうか等につき判断する必要がある。

(2) 物に対して加えられた有形力の行使(間接の有形力行使)

ア 違法性を帯びる場合

物に対して加えられた有形力の行使が、被疑者に苦痛を与え、特別公務員暴行陵虐罪を構成して違法性を帯びる場合には、規律違反行為に該当するといえることができる。

イ それ以外の場合

上記ア以外の場合には、直ちに規律違反行為に該当するといえることはできない。

ただし、当該職員に対して、同種行為を繰り返さないよう適正化措置が講じられていたにもかかわらず、当該適正化措置に反して、同種行為を繰り返すようなときは、一般に、規律違反行為に該当するといえることができる。

ウ 懲戒処分等の判断

規律違反行為に該当する場合であっても、直ちに懲戒処分を行うこととなるものではなく、動機、態様、結果、適正化措置に対する職員の態度、他の職員及び社会に与える影響等を総合的に考慮して懲戒処分を行うかどうか等につき判断する必要がある。

3 殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること。(適正化規則第3条第1項第2号八関係)

取調べは、その性格上、取調べ官が意図するとしないとにかかわらず、被疑者にとっては多少なりとも不安を覚え、又は困惑するものであるが、それを超えて殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすることを監督対象行為とするものである。

(1) 害悪の告知がある場合

当該行為において害悪の告知があり、被疑者に苦痛や畏怖を与え、特別公務員暴行陵虐罪や脅迫罪(刑法第222条)を構成する場合には、規律違反行為に該当するといえることができる。

(2) 害悪の告知がない場合

当該行為において害悪の告知がなく、脅迫にも至らないと認められる場合は、直ちに規律違反行為に該当するといえることはできない。

ただし、当該職員に対して、同種行為を繰り返さないよう適正化措置が講じられていたにもかかわらず、当該適正化措置に反して、同種行為を繰り返すようなときは、一般に、規律違反行為に該当するといえることができる。

(3) 懲戒処分等の判断

規律違反行為に該当する場合であっても、直ちに懲戒処分を行うこととなるものではなく、動機、態様、結果、適正化措置に対する職員の態度、他の職員及び社会に与える影響等を総合的に考慮して懲戒処分を行うかどうか等につき判断する必要がある。

4 一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること。(適正化規則第3条第1項第2号二関係)

当該行為は、そもそも「不当」なものである以上、当該行為自体が社会通念上許容される範囲を逸脱しているものであり、およそ規律違反行為に該当するといえることができる。

しかしながら、直ちに懲戒処分を行うこととなるものではなく、動機、態様、結果、適正化措置に対する職員の態度、他の職員及び社会に与える影響等を総合的に考慮して懲戒処分を行うかどうか等につき判断する必要がある。

5 便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること。(適正化規則第3条第1項第2号ホ関係)

- (1) 「自白すれば逮捕しない」、「自白すれば略式請求で済むよう検察官に話をしてやる」等と申し出たり、約束する行為

取調べを行うに当たって、供述の代償として利益を供与すべきことを約束するなど、供述の真実性を失わせるおそれのある方法を用いることは禁止されている（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第168条第2項）ところ、「自白すれば逮捕しない」等と申し出たり、約束する行為は、一般にこれに該当すると認められ、規律違反行為に該当するといえることができる。

- (2) 取調べ室内で飲食物（湯茶を除く。以下同じ。）を提供したり、接見させたりする行為や携帯電話等で外部と連絡を取らせる行為

ア 供述の代償と認められる場合

当該行為が供述の代償として行われたと認められる場合は、「供述の真実性を失わせるおそれのある方法」であるとして禁止行為（犯罪捜査規範第168条第2項）に該当し、規律違反行為に該当するといえることができる。

イ 供述の代償と認められない場合

(ア) 身柄拘束中の被疑者の場合

身柄拘束中の被疑者に対する処遇として飲食物の提供等を行う行為は、捜査員が行うべきものではないため規律違反行為に該当するといえることができる。特に、接見禁止中の被疑者に対して取調べ室において携帯電話等で外部と連絡を取らせる行為は、刑事訴訟法の趣旨に照らしても規律違反行為に該当するといえることができる。

(イ) 身柄不拘束の被疑者の場合

身柄不拘束の被疑者に対する飲食物の提供等は、直ちに規律違反行為に該当するということとはできない。ただし、当該職員に対して、同種行為を繰り返さないよう適正化措置が講じられていたにもかかわらず、当該適正化措置に反して、同種行為を繰り返すようなときは、一般に、規律違反行為に該当するといえることができる。

- (3) 懲戒処分等の判断

規律違反行為に該当する場合であっても、直ちに懲戒処分を行うこととなるものではなく、動機、態様、結果、適正化措置に対する職員の態度、他の職員及び社会に与える影響等を総合的に考慮して懲戒処分を行うかどうか等につき判断する必要がある。

- 6 人の尊厳を著しく害するような言動をすること。（適正化規則第3条第1項第2号へ関係）

取調べを行うに当たり、被疑者又はその親族の身体的特徴をあげつらったり、その身上や思想を侮辱するなどの人の尊厳を害する行為については、その程度が著しいものであり、被疑者に対して精神的苦痛を与え、特別公務員暴行陵虐罪を構成する場合は、規律違反行為に該当するといえることができる。

しかしながら、直ちに懲戒処分を行うこととなるものではなく、動機、態様、結果、適正化措置に対する職員の態度、他の職員及び社会に与える影響等を総合的に考慮して懲戒処分を行うかどうか等につき判断する必要がある。

- 7 午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者取調べを行う場合又は1日につき8時間を超えて被疑者取調べを行う場合において、警察本部長若しくは方面本部長又は警察署長の事前の承認を受けないこと。（適正化規則第3条第2項関係）

適正化規則第3条第2項の規定は、午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者取調べを行う場合又は1日につき8時間を超えて被疑者取調べを行う場合において、警察本部長等の事前の承認を受けないことを監督対象行為とみなすものであるが、「承認を受けない」行為自体は、犯罪捜査規範第168条第3項の規定に違反するものではなく、直ちに規律違反行為に該当するといえることはできない。

ただし、当該職員に対して、同種行為を繰り返さないよう適正化措置が講じられていたにもかかわらず、当該適正化措置に反して、同種行為を繰り返すようなときは、一般に、規律違反行為に該当するといえることができる。また、取調べは、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたって行うことを避けなければならない（同項）ところ、これに抵触する取調べは、禁止行為に当たり、規律違反行為に該当するといえることができる。

なお、規律違反行為に該当する場合であっても、直ちに懲戒処分を行うこととなるものではなく、動機、態様、結果、適正化措置に対する職員の態度、他の職員及び社会に与える影響等を総合的に考慮して懲戒処分を行うかどうか等につき判断する必要がある。